

番号	制度名
文部科学省	
文科01	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置
文科02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
文科03	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
文科04	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置
文科05	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、その他関連する税目（徴収規定等））		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（子どもが健やかに成長することができる社会を実現）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、本租税特別措置等の必要性は説明されているものの、給付等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
 - 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には租税特別措置等と他の政策手段の役割分担について説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
（目的）
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。
 - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（改正後）
（目的）
第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 (国税10)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税その他の関連する税目:外) (地方税9)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他(都市計画税、その他関連する税目(徴収規定等):外)
2	要望の内容	○ 平成22年1月より、関係関係者を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。 ○ 3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年8月10日に参議院において可決・成立したところ。 ○ これを受けて、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「幼保連携型認定こども園」に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	初等中等教育局 幼児教育課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多

		<p>くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。</p> <p>こうした問題に対処するため、 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) 地域の子ども・子育て支援の充実 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 平成 22 年 1 月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成 24 年 3 月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の 3 法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成 24 年通常国会に提出した。</p> <p>○ 3 法案については、同年 5 月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の 3 党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年 8 月 10 日に参議院において可決・成立したところ。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標 2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標 6 私学の振興</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>	
8	有効性等	① 適用数等	—

	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。</p> <p>新制度の主なポイントとしては、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ) ・ 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・ 地域の子ども・子育て支援の充実 <p>現行の幼稚園及び保育所等については、教育や保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから、各種の税制措置が講じられているところ。新制度の円滑な実施にあたっては、現行の幼稚園及び保育所等に対する税制上の措置を踏まえ、以下のような税制措置を講じることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな認可施設として学校及び児童福祉施設として位置付けられる幼

		<p>保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可施設と同様に法的責務を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置 ・ 保育を必要とする子どもを保育するという高い公益性を担う市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置 ・ 利用者の多様な選択と確実な利用を可能とするための子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>新制度では認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型保育給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、教育・保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、幼稚園・保育所と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>新制度では、市町村が潜在ニーズも含めた地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むとともに、都道府県は市町村に対し助言等援助をすることとなる。給付・事業の実施に加えて、税制上の措置を講じることにより新制度の円滑な実施が図られ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することができる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。ただし、今回の「控除上限20%－30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。

<本税制全体の適用数>

	昨年度要望時の見込み	→	今回要望時の実績及び見込み
平成22年度	8,727 事業年度		8,508 事業年度
平成23年度	6,485 事業年度		8,769 事業年度
平成24年度	6,660 事業年度		8,196 事業年度

また、「20%－30%」に係る適用数に偏りが無いことについては、事前評価書「8. 有効性」の「④適用数」の「利用業種」で説明しているとおおり。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%－30%」活用企業（下記（A））は、非活用企業（同（B））と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立って、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①（A+B）	08年度→11年度試験研究費増減率
控除上限20%－30%活用企業（A）	+9.1%
控除上限20%－30%非活用企業（B）	+4.0%
研究開発税制非活用企業②	▲8.6%
全体（①+②）	▲1.9%

20%－30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

$$\text{平成20年度試験研究費 } 2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} \times 5.1\% = 1,199 \text{ 億円}$$

$$(2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} = \text{上記 (A) に該当する企業の試験研究費の合計})$$

対GDP民間研究開発投資比率押上効果

$$1,199 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.03\%$$

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

押上げ倍率及びGDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）については、【別紙③】参照。

また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

$$879 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.02\%$$

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠

① 会社標本調査（国税庁）における適用数実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率（アウターライン）

大企業総額型	21 年度 6.4%、	22 年度 6.3%	→	平均 6.3%
大企業上乗せ措置	21 年度 5.5%、	22 年度 7.7%	→	平均 6.6%
中小企業総額型	21 年度 1.1%、	22 年度 0.9%	→	平均 1.0%
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.7%、	22 年度 0.3%	→	平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、	24 年度 2,992 事業年度	25 年度 3,135 事業年度
大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、	24 年度 620 事業年度	25 年度 695 事業年度
中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、	24 年度 3,783 事業年度	25 年度 3,584 事業年度
中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、	24 年度 801 事業年度	25 年度 801 事業年度
【総額型合計】	23 年度 6,475 事業年度、	24 年度 6,775 事業年度	25 年度 6,719 事業年度

2. 「控除上限 20%－30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。

・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合
15%（アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案）

② 全体の 20%-30%適用数推計

①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

18%（②の適用数が、全体の 18%であるため）

④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出

24 年度 538 事業年度、25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乘じて算出

21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、
23 年度 1,110 事業年度

② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

29%（平成 23 年度の割合を準用）

③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出

24 年度 1,110 事業年度、25 年度 1,051 事業年度

以上

【別紙②】

減収見込額等の算出根拠
(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査（国税庁）の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別（大企業、中小企業）、類型別（総額型、上乗せ措置）に実施し、平成 24 年度及び 25 年度については、注釈のない限り、法人基本税率 25.5%、総額型控除上限 20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

- ① 会社標本調査（国税庁）における適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率（アンダーライン）
- | | | | |
|-----------|--------------|-------------|------------|
| 大企業総額型 | 21 年度 13.5%、 | 22 年度 14.5% | → 平均 14.0% |
| 大企業上乗せ措置 | 21 年度 7.2%、 | 22 年度 26.2% | → 平均 16.7% |
| 中小企業総額型 | 21 年度 1.5%、 | 22 年度 1.3% | → 平均 1.4% |
| 中小企業上乗せ措置 | 21 年度 0.8%、 | 22 年度 0.1% | → 平均 0.5% |

- ② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

大企業総額型	23 年度 360,370 百万円、	24 年度 363,920 百万円
	25 年度 405,227 百万円	
大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17,211 百万円
	25 年度 19,013 百万円	
中小企業総額型	23 年度 13,112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
	25 年度 12,594 百万円	
中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
	25 年度 467 百万円	
【合計】	23 年度 385,740 百万円、	24 年度 393,778 百万円
	25 年度 437,301 百万円	

2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

【大企業】

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果
- ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合
21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・(A)
 - ・法人税額に対する総額型控除実績の割合
21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・(B)
- ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型（推計）の割合
21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・(C)
- ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計
6%（未回答企業における法人税額に対する総額型の割合（C）が、回答企業（B）の 1/3 ~ 1/4 のため）
- ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額（推計）に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出
- | | | |
|-------|-------------|------------------|
| 21 年度 | 33,218 百万円、 | 22 年度 44,805 百万円 |
|-------|-------------|------------------|
- 総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合
総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円
21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・(E)
- ⑤ 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合（E）の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・(F)

⑥ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で求めた総額型減収見込額に（F）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $363,920 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 415,909 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $415,909 \text{ 百万円} - 363,920 \text{ 百万円} = 51,989 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $405,227 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 463,117 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $463,117 \text{ 百万円} - 405,227 \text{ 百万円} = 57,890 \text{ 百万円}$

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合を算出。

21年度 7.5%、22年度 7.5%、23年度 8.4%・・・（A）
3年間平均 7.7%・・・（B）

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21年度 12,501 百万円、22年度 16,456 百万円
23年度 13,112 百万円（推計）・・・（C）

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計（アンケート未回答企業含む）

（C）×（A） 21年度 941 百万円、22年度 1,240 百万円
23年度 1,096 百万円（推計）

④ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算

「1」で求めた総額型減収見込額に（B）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $12,032 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,038 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $13,038 \text{ 百万円} - 12,032 \text{ 百万円} = 1,006 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $12,594 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,647 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $13,647 \text{ 百万円} - 12,594 \text{ 百万円} = 1,053 \text{ 百万円}$

以上

【別紙③】

研究開発税制の押し上げ効果の考え方(大企業分及び中小企業分)

税制支援措置の効果

① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果(直接的効果)

→ 研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税額の約1.41倍となる。

<押し上げ効果の試算方法>

○平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。

①研究開発費の押し上げ額:

[アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押し上げ率]の合計

②税額控除額:23年度控除額(総額型)

③減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 大企業:1.49(149%)、中小企業:1.41(141%)

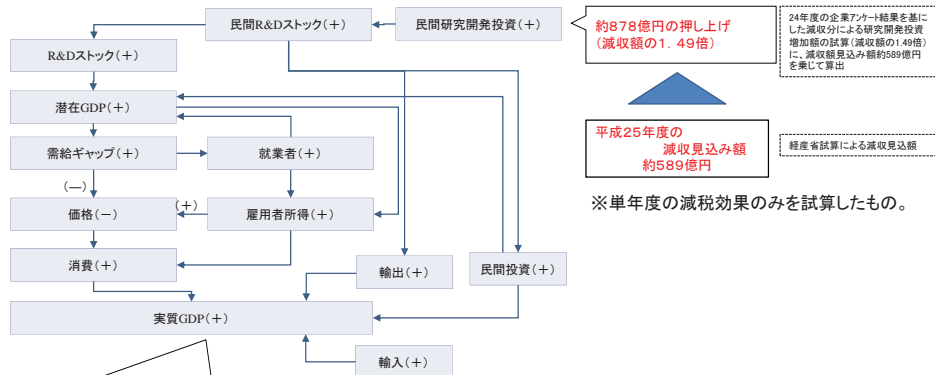
○以上から、研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41倍と推計。

研究開発税制のマクロモデルの考え方

税制支援措置の効果

② 経済波及効果

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果を算出。



【研究開発税制全体のGDP押し上げ効果】
10年間(平成25~34年度)累計:約3,596億円(減収額の約6.1倍)

経済産業省アンケートより

GDP押し上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

	平成25年度			試験研究費 増加額	GDP押し上げ額 (経済波及効果) 10年 (25~34年)
	減収見込額	×	押し上げ倍率		
大企業	579		1.49倍	863	3,532
中小企業	11		1.41倍	15.5	64
合計	589		1.49倍	878	3,596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある
出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社標本調査」を元に試算した数値を基に

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (国税11)(所得税(租税特別措置法第10条、租税特別措置法施行令第5条の3、租税特別措置法施行規則第5条の6):外) (法人税(租税特別措置法第42条の4、第68条の9、租税特別措置法施行令第27条の4、第39条の39、租税特別措置法施行規則第20条、第22条の23):義)	
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)	
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで 	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 〈総額型〉 平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度) 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度) 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
		業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																			
総計	158	22																																					
化学	56	7																																					
電気機器	25	3																																					
精密機器	14	2																																					
輸送用機器	12	0																																					
機械	9	0																																					
食料品	8	1																																					
ゴム製品	7	2																																					
情報・通信業	4	1																																					
金属製品	3	1																																					
その他	20	5																																					
② 減収額	<p>・減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p>																																						

③ 効果・達成目標の実現状況	<p><総額型のうち、控除上限20%→30%> 平成21年度 342億円(9億円) 平成22年度 460億円(12億円) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 <総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)> 平成23年度見込み 3,735億円(131億円) 平成24年度見込み 3,760億円(120億円) 平成25年度見込み 4,178億円(126億円) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p><総額型のうち、控除上限20%→30%> 平成25年度見込み 589億円(11億円) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																																																	
	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p style="text-align: center;">主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>3.32</td><td>3.40</td><td>3.44</td><td>3.45</td><td>3.36</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1.32</td><td>1.39</td><td>1.40</td><td>1.47</td><td>1.70</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.79</td><td>3.01</td><td>3.21</td><td>3.36</td><td>3.56</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>2.59</td><td>2.64</td><td>2.70</td><td>2.84</td><td>2.90</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.73</td><td>1.75</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.04</td><td>2.00</td><td>1.96</td><td>1.86</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.12</td><td>1.04</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.11</td><td>2.11</td><td>2.08</td><td>2.12</td><td>2.26</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>2.51</td><td>2.54</td><td>2.53</td><td>2.69</td><td>2.82</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>1.09</td><td>1.13</td><td>1.17</td><td>1.21</td><td>1.26</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																													
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																													
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																													
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																													
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																													
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																													
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																													
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																													
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																													
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																													
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																													

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>2.54</td><td>2.63</td><td>2.68</td><td>2.70</td><td>2.54</td></tr> <tr><td>中国</td><td>0.91</td><td>0.99</td><td>1.01</td><td>1.08</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.15</td><td>2.32</td><td>2.45</td><td>2.53</td><td>2.64</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.80</td><td>1.86</td><td>1.93</td><td>2.04</td><td>2.04</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.06</td><td>1.08</td><td>1.11</td><td>1.10</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>1.14</td><td>1.14</td><td>1.09</td><td>0.98</td><td>0.99</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.73</td><td>0.72</td><td>0.72</td><td>0.66</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.74</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.86</td><td>1.91</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>0.55</td><td>0.55</td><td>0.61</td><td>0.65</td><td>0.67</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。 経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。</p> <p><控除上限型> 平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果 ・減収額:589億円程度 ↓(マクロモデルによる計算) ・GDP押し下げ影響:約3,596億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)</p> <p><今回要望:控除上限20%→30%> ・平成25年度減収額(大企業579億円、中小企業11億円) ↓研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業:1.49倍 中小企業:1.41倍 ・研究開発投資押上げ額 大企業:863億円(579億円×1.49倍) 中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍) ↓GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業:3,532億円 中小企業:64億円</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																													
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																														
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																														
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																														
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																														
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																														
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																														
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																														
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																														
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																														
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																														

【文科02】

			<p>・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3,596億円</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>・我が国においては、</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ)</p> <p>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</p> <p>・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p> <p>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>・地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月

【文科03】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	文部科学省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかな <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。（アンケート調査より試算。）

研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5,198億円と推計される。

[大企業]

3,552億円（平成22年度減収額）×1.38倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝

4,901.76億円・・・(A)

[中小企業]

174億円（平成22年度減収額）×1.70倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝295.8

億円・・・(B)

(A) + (B) = 5,197.56億円

これは、民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）を約4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり（経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算）。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業：579億円（25年度減収見込額）×1.49倍（研究開発投資押上げ効果）

＝863億円

中小企業：11億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）
＝15.5億円

【地方税】

地方税減収額：11億円（中小企業(国税)の減収見込額）×0.173（地方税に換算）

＝1.9億円

研究開発投資押上げ額：1.9億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）
＝2.6億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税10)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上)
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定) 「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」

		「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
	②:政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
	③:達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8:有効性等	①:適用数等	適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】 国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】 以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。 本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度

したがって、中小企業庁アンケート調査より算出した結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。
また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

主な業種の本租特利用実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。

② 減収額

地方税における減収額

減収額実績

平成21年度 23億円

平成22年度 30億円

【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み

平成23年度見込み 23億円

平成24年度見込み 21億円

平成25年度見込み 22億円

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考) 国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,565億円(131億円)

平成22年度 3,726億円(174億円)

【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度見込み 3,857億円(137億円)

平成24年度見込み 3,938億円(126億円)

平成25年度見込み 4,373億円(131億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考) 国税のうち、総額型における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,432億円(125億円)

平成22年度 3,502億円(165億円)

【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 663億円(12億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度 3,735億円(131億円)

平成24年度 3,759億円(120億円)

平成25年度 4,178億円(126億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参考)

総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額

平成25年度見込み 589億円(11億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資

の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分:

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。

- ・平成25年度地方税における減収額 1.9億円
↓ (マクロモデルによる計算)
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円

上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円

《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25～34年度)
経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)

【研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】

- ・平成25年度減収額
(大企業579億円、中小企業11億円)
↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果
大企業:1.49倍
中小企業:1.41倍
- ・研究開発投資押上げ額
大企業:863億円(579億円×1.49倍)
中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)
↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)
大企業:3,532億円
中小企業:64億円
- ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3,596億円

※地方税部分(要望措置の適用時)

- ・平成25年度国税減収額 11億円
↓ 地方税に換算:0.173倍
- ・平成25年度での地方税減収額:1.9億円
↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.41倍
- ・研究開発投資押上げ額:2.6億円(1.9億円×1.41倍)
↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算):11.1億円
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分):約11.1億円

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国においては、 ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%、主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p> <p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階</p>
---	-----	--------------------	---

		における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1) 本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)
 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1%
 平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は以下のとおり算出された。

$$\text{平成21年度 } 4,411 \text{ 事業年度} \times 51.1\% = \underline{2,254 \text{ 事業年度}}$$

$$\text{平成22年度 } 5,313 \text{ 事業年度} \times 50.7\% = \underline{2,693 \text{ 事業年度}}$$

(2) 地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円
 平成24年度減収見込額 12,032,000千円
 平成25年度減収見込額 12,594,000千円

この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 23億円(2,268,376千円)

平成24年度減収見込額 21億円(2,081,536千円)

平成25年度減収見込額 22億円(2,178,762千円)

(3)平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20%→30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1.9億円 × 1.41倍 = 2.6億円

さらにGDP押し上げ効果(マクロテックによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果は64億円と試算された。

試算されたGDP押し上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。

【文科04】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

※ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づく各独立行政法人の制度及び組織の見直しに係る税制改正要望であり、課題の指摘には時期尚早であるため、その指摘には至っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置 (国税9)(法人税:義)、(所得税:外) (地方税8)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	国立研究開発行政法人への民間企業等からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、国立研究開発行政法人への個人からの寄附金について、寄附金額の40%を税額控除する制度を新たに創設する。 (※)「国立研究開発行政法人」とは、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において研究開発型に類型化され、また、同基本方針を踏まえ、5月11日に閣議決定された独立行政法人通則法改正案において、「研究開発に係る事務及び事業の最大限の成果を得ることを目的として規定された法人をいう。
3	担当部局	科学技術・学術政策局政策課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国立研究開発行政法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」では、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型として、「研究開発型」の法人が位置付けられ、かかる法人に対して、世界の第一線と戦う研究開発の特性に応じ、国際頭脳循環の促進、イノベーション創出促進の観点からの自己収入の扱い等の運用について、法人の業務に応じた適切な内容となるよう、必要な対応を行うこととされている。 また、民主党・行政改革調査会会長からは、同閣議決定の趣旨を踏まえ、今後の国立研究開発行政法人に係る運用改善の方向性について要望がなされ

	②	政策体系における政策目的の位置付け	政策体系における明確な位置付けはない
	③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8: 有効性等	①	適用数等	—
	②	減収額	国税: 平年度 155 地方税: 平年度 53 (単位: 百万円)
	③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:)

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：)
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：)
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国立研究開発行政法人への寄附を行う法人、個人(地方税は法人のみ)に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。 また、国立研究開発行政法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

【文科05】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、個人住民税、住民税(利子割)、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、特別土地保有税、その他関連する税目）		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

※ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づく各独立行政法人の制度及び組織の見直しによる税制改正要望であり、課題の指摘には至っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税7)(法人税:義)(所得税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税:外) (地方税6)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税、住民税(利子割)、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他(都市計画税、特別土地保有税、その他の関連する税目):外)
2	要望の内容	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)に基づく次の独立行政法人の統合等に伴い、税制上の所要の措置を講ずること。 ○ 独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人大学評価・学位授与機構の統合 ○ 独立行政法人国立大学財務・経営センターの廃止及び同センターの業務のうち当面継続されるものについて独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人大学評価・学位授与機構の統合後の法人に移管 ○ 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人理化学研究所及び独立行政法人海洋研究開発機構の統合 ○ 独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会の統合 ○ 独立行政法人教員研修センターの廃止 ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人国立高等専門学校機構の新たな法人制度及び組織への移行
3	担当部局	大臣官房政策課 大臣官房総務課行政改革推進室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、新たな法人制度を再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮され、経済成長及び国民生活の向上につなげていくことができる。 《政策目的の根拠》 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において「全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を」「抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置」が取りまとめられており、これらの見直し等に伴い、新たな法人制度に対して税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「新たな法人制度に再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮されるようにし、経済成長や国民生活の向上につなげていくことが不可欠である。」とされている。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新たな法人制度を再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮され、経済成長及び国民生活の向上につなげていくことができる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		8 有効性等	① 適用数等
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:) — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:) — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:) — 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:) —

【文科05】

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	新たな法人制度を再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮され、経済成長及び国民生活の向上につなげていくことができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—